

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号を次のように改める。

八 ポリ塩化ビフェニル

第二条に次の三号を加える。

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 ふつ素及びその化合物

二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

第三条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第十二号」に改める。

別表第一第六十三号の二の次に次の一号を加える。

六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

附 則

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。